＜教示＞

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岩手県知事に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に陸前高田市を被告（訴訟において陸前高田市を代表するものは、陸前高田市長となります。）として提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項並びに第99条第２項の規定による陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業の菅野英世に対する仮換地（第２段階）指定通知は、送付を受けるべき者が通知書の受領を拒んだので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

なお、「図面」は、掲載を省略し、岩手県陸前高田市気仙町字町裏24番12にある掲示場に掲示する。

平成28年11月７日

陸前高田都市計画

今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者　陸前高田市

代表者　陸前高田市長　戸羽　　太

1　通知書の送付を受けるべき者

住所　宮城県仙台市若林区大和町三丁目１番15―202号

氏名　菅野　英世

2　通知の内容

陸高市街第207号　平成28年９月16日

⑴　従前の宅地

町字　気仙町字町

地番　46―10

地目　宅地

登記地積　188.16㎡

（基準地積　188.16㎡）

仮換地（第１段階）

町字　気仙町字町

地番　46―10

地目　宅地

登記地積　188.16㎡

（基準地積　188.16㎡）

仮換地（第２段階）

街区番号　65

画地番号　3

地積　344㎡

位置　図面のとおり。

仮換地（第２段階）の指定の効力発生の日　平成28年10月７日

仮換地（第２段階）について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知する。

⑵　従前の宅地

町字　気仙町字町裏

地番　57―２

地目　宅地

登記地積　235.05㎡

（基準地積　235.05㎡）

仮換地（第１段階）

町字　気仙町字町裏

地番　57―２

地目　宅地

登記地積　235.05㎡

（基準地積　235.05㎡）

仮換地（第２段階）

街区番号　65

画地番号　3

地積　344㎡

位置　図面のとおり。

仮換地（第２段階）の指定の効力発生の日　平成28年10月７日

仮換地（第２段階）について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知する。

⑶　従前の宅地

町字　気仙町字町裏

地番　８―６

地目　畑

登記地積　340㎡

（基準地積　340.00㎡）

仮換地（第１段階）

町字　気仙町字町裏

地番　８―６

地目　畑

登記地積　340㎡

（基準地積　340.00㎡）

仮換地（第２段階）

街区番号　80

画地番号　3

地積　299㎡

位置　図面のとおり。

仮換地（第２段階）の指定の効力発生の日　平成28年10月７日

仮換地（第２段階）について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知する。

（注）

1　あなたが所有する土地について、平成27年８月10日付け陸高市街第134号にて、仮換地（第１段階）を指定したところです。

この仮換地（第１段階）は、土地区画整理法第98条第１項の規定に基づき、工事のために指定したものです。

2　今般、換地設計に向けた検討・調整が進捗したため、本通知により、仮換地（第１段階）の指定を変更し、移転先地に仮換地（第２段階）を指定します。

＜教示＞

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岩手県知事に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に陸前高田市を被告（訴訟において陸前高田市を代表するものは、陸前高田市長となります。）として提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年十月十八日開催の株主総会の決議により同年同月二十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月七日

札幌市中央区北四条西二十丁目一番二八号

エヌ・ビー・エス株式会社

代表清算人　那須　隆士

解散公告

当社は、平成二十八年十月十八日開催の株主総会の決議により同年同月二十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月七日

北海道歌志内市字東光二七番地

東光商事株式会社

代表清算人　橋本　昭夫

解散公告

当社は、平成二十八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月七日

仙台市青葉区吉成一丁目二四番一〇号

有限会社アルドレン

清算人　大塚　正裕